

イスラエル国
意匠規則
2014年統合版

目次

第1条 略称

解釈

第2条 解釈

手数料

第3条 手数料

第3A条 指数付

様式

第4条 様式

組物

第5条 組物

商品の分類

第6条 分類

書類

第7条 書類

第8条 書類の署名

第9条 書類の送達

住所

第10条 住所

第11条 廃止

代理人

第12条 代理人

登録出願

第13条 出願人の署名

第14条 出願様式

第15条 類

第16条 意匠出願

- 第 17 条 新規性の陳述
- 第 18 条 意匠法第 31 条に基づく出願
- 第 19 条 表示
- 第 20 条 組物の表示
- 第 21 条 表示の性質
- 第 22 条 インクにより作成される図面など
- 第 23 条 特別な表示
- 第 24 条 意匠における言葉など
- 第 25 条 模様の繰返し
- 第 26 条 意匠見本
- 第 27 条 生存者又は最近死亡した者の表示

出願受領時の手続

- 第 28 条 瑕疵の通知
- 第 29 条 登録官の決定
- 第 30 条 廃止

審査未完了

- 第 31 条 12 月以内に審査が完了しない場合

出願人の死亡

- 第 32 条 登録前に死亡した出願人

意匠権の存続期間延長

- 第 33 条 5 年を超える意匠権の存続期間延長
- 第 34 条 手数料の事前納付
- 第 35 条 譲渡の登録に係る共同申請
- 第 36 条 後の所有者による譲渡の登録申請
- 第 37 条 出願の詳細事項
- 第 38 条 庁への謄本
- 第 39 条 登録証の提出
- 第 40 条 登録簿への登録
- 第 41 条 名称の抹消
- 第 42 条 名称の変更

住所変更

- 第 43 条 登録簿の住所変更

誤記の訂正

- 第 44 条 出願人による訂正
- 第 45 条 意匠権者による訂正

第 42 条(B)に基づく取消

第 46 条 意匠の取消

第 47 条 破産などにおける管財人による取消

裁量権

第 48 条 聴聞

第 49 条 聴聞の申請

第 50 条 聴聞の通知

第 51 条 決定通知

証拠を免除する権限

第 52 条 証拠の免除

補正

第 53 条 書類の補正

期日の延長

第 54 条 期日の延長

登録官による証明

第 55 条 法的手続又はその他の目的に使用する証明書

第 56 条 廃止

意匠登録及び登録意匠の閲覧

第 57 条 意匠登録

第 57A 条 意匠登録の通知

第 57B 条 ウェブサイトでの公開，情報保管及び公衆の閲覧

第 58 条 登録意匠の閲覧

第 36 条に基づく意匠登録の取消

第 59 条 第 36 条に基づく意匠登録の取消

第 60 条 答弁書

第 61 条 申請人の証拠

第 62 条 意匠権者の証拠及び応答証拠

第 62A 条 外国居住者に関する期間

第 63 条 証拠の提出終了

第 64 条 聴聞

第 65 条 不抗争の申請に係る費用

第 66 条 宣誓付宣言書の様式など

第 67 条 宣言書の作成

第 68 条 権原を証明する宣言を受ける公職人の印章の通知

裁判所への申請及び命令

第 69 条 登録簿の更生申請に係る登録官への通知

第 70 条 裁判所命令

第 71 条 裁判所命令の公告

1911 年著作権法に基づいて保護から除外される意匠

第 72 条 1911 年著作権法に基づいて保護から除外される意匠

附則 1(規則 3)

附則 2

意匠様式 1

附則 3(規則 6)

物品の分類

第1条 略称

本規則は意匠規則という。

解釈

第2条 解釈

本規則においては、文脈上他に必要とされない限り、

「代理人」とは、イスラエルの居住者又はイスラエルに事業所を有する代理人であって、登録官の納得するように適法に委任された代理人を意味する。

「提出」とは、庁に提出されたか又は庁の登録官あてに料金前納の書状が郵送されたことを意味する。

「庁」とは、登録官の庁を意味する。

「見本」とは、製造物品又は物質に意匠が適用されたものを意味する。

「特許法」 特許法, 5727 - 1967

手数料

第3条 手数料

(a) 意匠に関する限り、意匠法に基づく手数料が納付されるものとする。かかる手数料は附則1に規定のものとする。

(b) 本規則に基づく手数料はすべての事柄において、郵便貯金銀行にて規定の様式により納付されるものとする。当該手数料の指定及びそれらが関係する事柄の通知を伴う郵便貯金銀行の納付領収書の写しは登録官に送達されるものとする。

第3A条 指数付

(a) 附則1の総額は毎年1月1日(以下「変更日」という)に基準指数と比較した新指数の変化率による変更に従うことを条件とする。この目的上、

「指数」 中央統計局により毎年公開される消費者物価指数

「新指数」 変更日前の11月に公開される指数

「基準指数」 以前の変更日前の11月に公開される指数

(b) (a)に記載の変更された総額は以下のように四捨五入される。

(1) 10イスラエル新シェケル(以下「NIS」という)超の場合は、小数第1位で四捨五入して整数のシェケルにし、1シェケルの半分の額は切り上げる。

(2) 10NIS未満の場合は、10アグロットの位まで四捨五入する。

(c) 特許・意匠登録官は前記変更を照らして附則1の本文を Reshumot (イスラエル国の公式記録及び法律に関する公報)に公告するものとする。

様式

第4条 様式

- (1) 本規則にいう様式は、本規則の附則2に記載の様式であり、当該様式は適用可能なすべての場合に使用するものとし、かつ、別の場合に適合するよう登録官の指示に従って変更するものとする。
- (2) 登録官への申請はすべて書面で行わなければならない。

組物

第5条 組物

- (1) 通常同時に販売され、又は同時に使用されることを意図した同一の一般的特性を有する複数の物品であって、その特性を変化させるのに十分でないか、又はその同一性に実質的な影響を及ぼさない変更を伴うか否かを問わず、すべて同一の意匠を有するもの。
- (2) 提示された物品が組物を構成するか否かの疑義がある場合は、登録官がこれを決定する。

商品の分類

第6条 分類

- (1) 意匠登録及び本規則の適用上、商品は本規則の附則3に記載の方法により分類される。
- (2) 特定の種類の商品が属する類について疑義が生じた場合は、登録官がこれを決定する。

書類

第7条 書類

登録官が発することができるその他の指示に従うことを条件として、申請、通知、表示を付した紙面及び意匠法又は本規則により提出が必要とされるその他の書類はすべて以下のとおりとする。

- (1) 褪色性のない色彩で印刷されたもの
- (2) A4版の白紙(幅21cm, 高さ29.7cm)
- (3) 紙面の上部の余白が少なくとも5cm, ヘブライ語又はアラビア語で記載された紙面の右側及び英語で記載された紙面の左側の余白が3cmから4cmまで、並びに各行の行末の余白が少なくとも3cm
- (4) 片面のみの印刷

第8条 書類の署名

- (1) 企業又はパートナーシップが提出する書類は、それらの1以上の構成員が、当該企業の名義で、又は当該企業若しくはパートナーシップの代理として署名することができる。
- (2) 会社又は協同組合が提出する書類は、当該会社又は組合の取締役、秘書若しくはその他の幹部が署名することができる。

第9条 書類の送達

(a) 意匠法若しくは本規則に基づいて、何人に対しても提出すること、作成すること、若しくは引き渡すことを認可され、又は必要とされる如何なる申請書、陳述書、通知書又はその他の書類も郵便により送付することができ、郵送された書類は、当該書類を同封した書簡が第10条(a)に規定のとおり通常の郵送経路によって送達されるときに送達されたものとみなす。また当該送達又は送付の証明に際しては、当該書簡が適正に宛名され、投函されたことの証明をもって十分とする。

(b) 規則第10条(b)に規定の電子メールにより送信された通知は、反証がない限り、認められた規則に従って、庁の較正済みITシステムの内蔵時計に掲示された送信日時に受信者へ送信されたものとみなす。

住所

第10条 住所

(a) 登録官に書類を提出する際に、申請人は通知の送達のためにイスラエルにおける完全な郵便住所を提示するものとし、市名、町名、番地及び郵便番号並びに当該住所の電話番号及びファックス番号があればこれらを含めるものとする。町名又は番地が提示できない場合は、その他の境界区分を提示するものとする。本住所は登録簿に記録される。

(b) 前記(a)に加えて、登録官に書類を提出する際に、申請人が登録官から電子メールによる書類の受領を希望する場合は、電子メールアドレスを提示するものとする。登録官は、規則第59条(3)に従う通知に対する意匠出願の認証謄本、登録証又はその認証謄本に関して、当該方法での送信を行わないものとする。

(c) 申請人が通知の送達のための住所を通知しなかった場合は、登録官は本規則に基づいて必要とされる通知を申請人に送付する義務を負わないものとする。

第11条 廃止

代理人

第12条 代理人

(1) 登録出願並びに出願人と登録官との間及び意匠権者と登録官又はその他の者との間のその他すべての通信は、代理人によって又は代理人を通じて行うことができる。

(2) 当該出願人又は当該意匠権者は、意匠に関して自身を代表する代理人を選任することができ、書面によりこの事実を証明する委任状に署名をし、登録官へ送付することによってなされる。

(3) 意匠権者が代理人を選任する場合は、当該意匠に関する書類の当該代理人への送達は、同人を選任した者への送達であるとみなされ、かつ、当該意匠に関して当該人に対して行うように指示されたすべての通信は、当該代理人に宛てることができる。

(4) 登録官は以下の者を代理人として認知し、又は意匠法に基づく代理人からの意匠に関す

る業務についての更なる通信を受領する義務はないものとする。

特許代理人の信用を傷つけるような行為により有罪と判決されたことを理由に、自身の名称が意匠法の規定に基づいて保管されている特許代理人の登録簿から抹消され、以後回復していない者、自身の名称が特許代理人の登録簿に登録されているならば、当該名称が登録簿から抹消されるような違反行為により有罪判決を受け、若しくは職権濫用により有罪であったことが、登録官の納得するように証明される者、又は個社だった場合に登録官が代理人として認知することを拒絶できる会社若しくは登録官が代理人として認知することを拒絶できる者が当該会社の取締役若しくは管理職であるか、当該企業のパートナーである場合の会社若しくは企業。

(5) 特別の場合に、登録官は、適切であると認めるときは、出願人又はその他の者の署名又は出頭を命じることができる。

登録出願

第 13 条 出願人の署名

意匠登録出願は登録出願人又はその代理人により署名されるものとする。

第 14 条 出願様式

意匠登録出願は庁に対し、意匠様式 2 によって提出されるものとする。

第 15 条 類

出願には意匠が登録されるべき類を記載しなければならず、同一の意匠を 2 以上の類に登録することを希望する場合は、類ごとに分離出願を行うものとする。その場合、各出願には個別の番号が付され、意匠法第 31 条の規定に基づき出願がなされる場合を除いて、別個分離の出願として取り扱われるものとする。

第 16 条 意匠出願

すべての出願には意匠が適用されるべき物品を記載しなければならず、登録官の求めがある場合に、出願人は当該意匠が適用される物品がどのような目的で使用されるかについて、また当該物品が製造される材料又は主たる材料について更に記載しなければならない。

第 17 条 新規性の陳述

出願人は、登録官に要求された場合、出願及び各表示上に当該出願人が意匠に関して主張する新規性についての簡単な陳述を裏書することができ、また裏書しなければならない。

第 18 条 意匠法第 31 条に基づく出願

1 又は 2 以上の類において既に登録されている意匠の登録のために意匠法第 31 条の規定に基づき出願がなされるときは、当該出願に既に有効な登録番号を含めるものとする。

第 19 条 表示

単一物品に適用される意匠の登録出願に関しては、登録官の納得する様式において、当該意

匠の全く同様な2の表示又は2の見本を提示するものとする。

第20条 組物の表示

意匠が組物に適用されるときは、出願に添付される各表示には、当該意匠を当該組物に含まれる物品に適用しようとする各種組合せのすべてを示さなければならない。

第21条 表示の性質

(1) 意匠の各表示は、単一物品又は組物の物品に適用されるかを問わず、規定の大きさの厚紙上ではない紙面上にするものとし、紙面の片面のみに掲載しなければならない。

(2) 図は紙面上に垂直に配置しなければならない。

(3) 2以上の図を示すときは、これらの図は可能な限り1枚の同一の紙面上に示すものとし、各図は「透視図」、「正面図」、「側面図」として、又は場合に応じて指定されるものとする。

第22条 インクにより作成される図面など

図面又は透写図は貼付物なしに規則第7条に従って提出しなければならない。

第23条 特別な表示

写真、透写図又は図面が登録官の見解で十分に明瞭ではないときは、登録官はそれらに代わる表示の提出を求めることができる。

第24条 意匠における言葉など

言葉、文字又は数字(以下「言葉等」という)が意匠に不可欠なものでない場合、言葉等は表示又は見本から取り除かれなければならない。また、言葉等が意匠に不可欠な場合は、登録官は言葉等を排他的に使用する権利の部分放棄の文言挿入を請求することができる。

第25条 模様の繰返し

表面模様の繰返しから構成される意匠の各表示は、完全な模様及び繰返しの長さ及び幅の十分な部分を示し、7インチ×5インチの大きさを下回ってはならない。

第26条 意匠見本

表示を提出する場合は、登録官はいつでも見本又は追加表示の提出を請求することができる。

第27条 生存者又は最近死亡した者の表示

(1) 生存者の名称又は表示が意匠に付されている場合、登録官が要求したときは、当該意匠の登録手続前にその者から同意書を提出させなければならない。

(2) 最近死亡した者の場合は、登録官はその死亡者の名称又は表示が付されている意匠の登録前に当該死亡者の法定代理人の同意を求めることができる。

出願受領時の手続

第 28 条 瑕疵の通知

登録官による出願審査の後に、意匠登録出願を拒絶するに十分な理由を与える瑕疵を発見したときは、当該瑕疵に対する陳述書が書面で出願人に送付され、当該出願人に 3 月以内の応答を求めるものとする。当該出願人が 3 月以内に当該登録官あてに応答しなかった場合又は規則第 49 条に従う聴聞の申請を行わなかった場合は、当該出願人は出願を取り下げたものとみなされる。

第 29 条 登録官の決定

前記規則第 49 条に規定の聴聞における登録官の決定は、その決定の理由とともに書面により出願人に連絡される。

第 30 条 廃止

審査未完了

第 31 条 12 月以内に審査が完了しない場合

(1) 意匠登録出願が、出願人の懈怠を理由として出願日から 12 月以内に審査完了しなかった場合は、登録官は当該意匠登録出願の審査未完了について書面により当該出願人へ通知するものとし、また出願人が代理人を有する場合は、代理人へ通知するものとする。

(2) 当該通知の送付日から 14 日後に当該出願が完了していない場合は、当該出願は放棄されたものとみなす。ただし、当該出願人が当該登録出願の完了のために 3 月以内の延長を請求していた場合を除く。

出願人の死亡

第 32 条 登録前に死亡した出願人

意匠登録出願人が、出願日後、かつ、当該出願済の意匠が登録簿に登録される前に死亡した場合、登録官は、当該出願人の死亡を確認したとき、死亡した出願人の名称の代わりに、登録官の納得するように当該意匠の所有権が証明されたときは、当該意匠の所有者の名称、住所及び国籍を登録簿に登録することができる。

意匠権の存続期間延長

第 33 条 5 年を超える意匠権の存続期間延長

意匠権者が 1 期目又は 2 期目の 5 年を超えて意匠権の存続期間延長を申請しようとする場合は、意匠権者は先の 5 年間の満了前に登録官にその旨を申請するものとする。

第 34 条 手数料の事前納付

意匠権者は、附則 1 に規定の料率に従って、意匠権の存続期間延長を受けるために所定の手

数料のすべて又はその一部を事前に納付することができる。

第 35 条 譲渡の登録に係る共同申請

譲渡、移転若しくはその他の法律の運用により登録意匠の意匠権の権原を得たか、又は譲渡
抵当権者、実施権者若しくはその他意匠に対する何らかの権益を取得する権原を得た者は、
意匠権者と共同して登録官に申請し、権原の登録を請求することができる。

第 36 条 後の所有者による譲渡の登録申請

規則第 35 条にいう方法によって意匠権又は意匠に対する何らかの権益を取得する権原を得
た者は、当該規則に記載の共同申請がなされていない場合、自己の権原の登録を登録官に申
請することができる。

第 37 条 出願の詳細事項

規則第 35 条又は第 36 条に基づく申請人は、主張の基礎とする証書(ある場合)のすべての詳
細事項とともに、権原を主張する者の名称、住所及び国籍を記載するものとし、かつ、当該
証書は登録官の審査のために提出されなければならない。

第 38 条 庁への謄本

登録官は、如何なる場合も、権原の証拠として審査のために提出された証書の証明謄本を請
求することができる。

第 39 条 登録証の提出

登録官は、適切であると認めるときは、規則第 35 条又は第 36 条に従ってなされた出願に関
連して、原登録証の提出を請求することができる。

第 40 条 登録簿への登録

登録官は、出願人の権原について納得するとき、出願人を意匠権者、譲渡抵当権者、実施権
者又はその他意匠に対する何らかの権益の権原を得た者として登録させるものとし、権原を
得たことの基礎とする証書(ある場合)の、登録官が必要と考える詳細事項を登録簿に記録す
るものとする。

第 41 条 名称の抹消

名称が譲渡抵当権者又は実施権者として登録簿に登録されている者は、場合により、譲渡抵
当権者又は実施権者であることをもはや主張しない旨の注記を登録簿に記載することを請求
することができる。

第 42 条 名称の変更

意匠権者が自己の名称を変更するときは、名称変更の登録申請を行うものとする。

住所変更

第 43 条 登録簿の住所変更

自己の住所又は送達宛先を変更するすべての意匠権者は、直ちに登録官に申請するものとし、登録官は、登録簿をそれに応じて変更しなければならない。

誤記の訂正

第 44 条 出願人による訂正

出願人が出願における誤記の補正を望む場合は、登録官に申請書を提出するものとする。

第 45 条 意匠権者による訂正

意匠権者が、意匠法第 42 条に基づいて誤記の訂正を望むときは、登録官に申請書を提出するものとする。

第 42 条(B)に基づく取消

第 46 条 意匠の取消

意匠権者が、意匠登録の取消を望む場合は、登録官に申請書を提出するものとする。

第 47 条 破産などにおける管財人による取消

意匠権者の破産管財人によって又は意匠権者が清算会社である場合はその清算人により、また別の場合には、意匠権者の名義で行動する権原があると登録官が決定する者により請求がなされる場合にも、取消を行うことができる。

裁量権

第 48 条 聴聞

意匠法又は本規則により登録官に与えられた裁量権を何人かに対して不利に行使する前に、登録官は、請求された場合には、裁量権の行使により影響を受けることになる者の聴聞を行うものとする。

第 49 条 聴聞の申請

聴聞の申請は、登録官が裁量権を行使する必要がある事案の発生した日から 3 月以内になされるものとする。

第 50 条 聴聞の通知

- (1) 聴聞の申請の受領時に、登録官は、申請人に対して、申請人自身又はその代理人の聴聞の期日を 10 日前に通知するものとする。
- (2) 当該通知が通常の郵送経路によって送達される筈の日から 5 日以内に、当該申請人は当該事案について聴聞を受ける意図があるか否かを登録官に通知するものとする。

第 51 条 決定通知

前記のような裁量権の行使による登録官の決定は、利害関係人に通知されるものとする。

証拠を免除する権限

第 52 条 証拠の免除

本規則に基づき、何人かが何らかの行為若しくは事柄を行うこと、何らかの書類に署名すること、自己のために若しくは何人かのために宣言を行うことを必要とされている場合又は書類若しくは証拠が登録官若しくは庁に提示されること、若しくはゆだねられることを必要とされている場合であって、かつ、合理的な理由により、行為若しくは事柄を行うこと、書類に署名すること、若しくは宣言を行うことができないこと、又は書類若しくは証拠が登録官若しくは庁に提示されること、若しくはゆだねられることができないことが、当該登録官の納得のいくように証明される場合、その他の証拠の提示の際に、登録官は適切であると認める条件に従って、行為、書類、宣言又は証拠を免除することができる。

補正

第 53 条 書類の補正

書類、図面又はその他の意匠の表示は補正することができ、また登録官の見解により、何人の利益も害することなく取り除くことができる手続上の不備は、当該登録官が適切であると認めるときは、登録官が指示する条件で、これを訂正することができる。

期日の延長

第 54 条 期日の延長

行為又は手続を行うための本規則による所定の期日は、登録官が適切であると認めるときは、登録官がこれを延長することができ、他の当事者への期日延長通知及び手続の上で、かつ、登録官の指示する条件の上で、前記行為又は手続を行う期日が満了していたとしても、期日の延長を付与することができる。

登録官による証明

第 55 条 法的手続又はその他の目的に使用する証明書

登録事項又は登録官が意匠法若しくは本規則により、実施権限を与えられたその他の事柄に関して、法的手続の目的又はその他の特別な目的のために証明書が必要とされる場合は、登録官は申請書の提出時に、前記発行目的も明記する証明書を与えることができる。

第 56 条 廃止

意匠登録及び登録意匠の閲覧

第 57 条 意匠登録

意匠が受理される際に、意匠法に規定された詳細事項に加えて、登録官が必要とみなすその他の詳細事項が登録簿に登録されるものとする。

第 57A 条 意匠登録の通知

登録官は、意匠権者の名称、意匠登録番号、類及び登録意匠の登録日並びに登録がなされた対象物の指定を明記する通知をウェブサイトにも公告するものとする。本条規則において、「ウェブサイト」とは特許法第 166A 条に規定のものとする。

第 57B 条 ウェブサイトでの公開、情報保管及び公衆の閲覧

(a) 廃止

(b) 規則第 57A 条に従う情報公開は、その目的のために法務省情報システム部門の規定に従って設計された機械化されたシステムにおいて、以下を条件として保存されるものとする。

(1) 当該システムは、保存された情報の信頼性を損なう虞のある、業務のハッキング及び妨害に対する適切な保護機能によって、定期的に保護される。

(2) 当該システムは安全かつ確実な手段によりバックアップされ、当該バックアップは当該システムとは別に保存される。

(3) 公開された情報にはその保存期間中の変化を防ぐ適切な手段が講じられる。この目的のために、公開直前に電子署名法 5761-2001 に規定の安全な電子署名を使用して公開された情報を含むファイルの署名は変化を防ぐ適切な手段であるとみなされる。

(c) 規則第 57A 条に従って公開された情報は、特許庁図書館において電子様式で公衆の閲覧に供するものとする。本条規則において、「特許庁図書館」とは特許法に規定のものとする。

第 58 条 登録意匠の閲覧

意匠法第 35 条に基づき、意匠が閲覧に供されるべきではない期間は、同条に規定されているものを除いて、意匠の原登録日から 2 年とする。

第 36 条に基づく意匠登録の取消

第 59 条 第 36 条に基づく意匠登録の取消

(1) 意匠法第 36 条に基づく意匠登録の取消申請は登録官に提出されるものとする。

(2) 当該申請書には、申請書写しと申請人の主張の内容及び当該取消事例の基礎となる事実及び自己の求める救済措置を詳細に記載した陳述書 2 通を添付するものとする。

(3) 当該申請書及び当該事例の陳述書の写しは登録官によりその意匠権者に送付されるものとする。

第 60 条 答弁書

意匠権者が意匠登録の取消申請への反論を希望する場合は、かかる写しの受領から 1 月以内

に、又は登録官の認める追加期間内に、申請に対する反論を詳細に記載した答弁書を庁に提出するものとし、その際、申請人にその写しを送付するものとする。

第 61 条 申請人の証拠

申請人は、申請書写しの提出から 1 月以内又は登録官の認める追加期間内に、当該取消事例を裏付ける宣誓付宣言書によって庁に証拠を提出するものとし、その際、意匠権者にその写しを送付するものとする。

第 62 条 意匠権者の証拠及び応答証拠

(1) 申請書写しの送達から 1 月以内又は登録官の認める追加期間内に、意匠権者は庁に答弁の宣誓付宣言書を提出することができ、その際、申請人にその写しを送付するものとする。

(2) 答弁の宣誓付宣言書写しの送付から 1 月以内又は登録官の認める追加期間内に、申請人は庁に応答の宣誓付宣言書を提出することができ、その際、意匠権者にその写しを送付するものとする。

(3) 最後に言及した宣言については、応答する事案に厳密に限定される。

第 62A 条 外国居住者に関する期間

意匠権者又は取消申請人が外国居住者の場合、第 60 条、第 61 条及び第 62 条に規定した期間は、2 月とする。

第 63 条 証拠の提出終了

追加の証拠は、登録官の許可又は請求がない限り、何れの当事者も提出することができない。

第 64 条 聴聞

(1) 証拠の提出完了時、又は登録官が適切であると考え他の機会に、登録官は事例の聴聞の期日を指定するものとし、また当事者に対して当該指定の少なくとも 10 日前に通知するものとする。登録官が宣言による証拠に代えて、若しくはこれに加えて口頭による証拠調べを決定した場合又は宣言人に自己の宣言についての反対尋問を受けさせることを認める決定をした場合、登録官は、自己が望ましいと考える証拠の宣言人若しくはその他の者の出頭を請求することができる。

(2) 何れの当事者も聴聞を受けることを希望しない場合は、当該当事者はできる限り速やかに当該登録官にその旨通知するものとする。

(3) 何れの当事者も、聴聞を受けることを希望する場合は、当該登録官にその旨通知するものとする。自己の主張の聴聞を希望する旨の通知を提出する者は、所定の手数料の納付領収書の写しを添付しなければならない。

第 65 条 不抗争の申請に係る費用

意匠登録の取消申請に対して意匠権者が争わない場合、登録官は申請人に費用を裁定するかどうかの決定に当たり、当該申請の提出前に申請人によって意匠権者に対して合理的な通知が行われていれば手続が回避できたか否かを検討しなければならない。

第 66 条 宣誓付宣言書の様式など

(1) 本規則により必要とされる又は本規則に基づいて如何なる手続にも使用される宣誓付宣言書は、それらが関係する事案の冒頭に置かれ、連続番号を付した段落に分けられ、かつ、各々の段落は可能な限り 1 主題に限定しなければならない。

(2) すべての宣誓付宣言書には、これを作成する者の説明及び真正の住所を記載しなければならない。またこれを提出する者の名称及び住所を記述し、かつ、何人の代理として提出されるものであるかを記載しなければならない。

第 67 条 宣言書の作成

意匠法若しくは意匠規則に基づいて必要とされる又はそれらに基づいて法的手続に使用される、宣誓付宣言書は、以下の者の面前で作成され、署名される。

- (1) イスラエル国内 宣誓付宣言書の受領を授権された者
- (2) 外国 宣誓付宣言書の受領を授権されたイスラエルの代理人又は当該国において宣誓付宣言書の受領を授権された者

第 68 条 権原を証明する宣言を受ける公職人の印章の通知

宣言を受けることを本規則により授権された者の印章又は署名が付され、押印され、又は署名されたとされる書類であって、当該宣言を受ける者の面前でなされ、署名されたことを証する書類は、当該印章若しくは署名が真正であること、又は当該宣言書を採用する当該宣言を受ける者若しくはその権原の公的性格が真正であることの証拠なしに、登録官が認めることができる。

裁判所への申請及び命令

第 69 条 登録簿の更生申請に係る登録官への通知

意匠登録の更生に係る意匠法第 44 条に基づき、裁判所に対するすべての申請に、正味 4 日の事前通知が登録官に与えられるものとする。

第 70 条 裁判所命令

- (1) 意匠法に基づく事例について、裁判所により命令がなされた場合、当該命令の受益者又は複数の場合は登録官が指示する当該受益者の 1 名は、直ちに当該命令の公認謄本を登録官へ提出するものとする。
- (2) 登録簿は、必要であれば、提出を受けて登録官が更生又は変更することができる。

第 71 条 裁判所命令の公告

意匠法に基づいて裁判所により命令がなされたとき、登録官が当該命令は公告されるべきであると考えた場合は、Reshumot に当該命令通知を公告することができる。

1911年著作権法に基づいて保護から除外される意匠

第72条 1911年著作権法に基づいて保護から除外される意匠

意匠については、次の場合、1934年3月21日付けの評議会令によりパレスチナに適用された1911年著作権法第221条の意味する範囲内における工業的方法による量産のためのひな形又は模様として使用されるものとみなす。

(a) 意匠が50を超える単一物品で複製され、又は複製を意図している場合。ただし、意匠が複製され、又は複製を意図しているすべての物品が、規則第5条に定義された単一組物を形成する場合はこの限りではない。

(b) 意匠が次の物品に適用される場合

(1) プリント壁紙

(2) じゅうたん、床敷又は油布であつて、長さ単位又は反物単位で製造又は販売されるもの

(3) 繊維製品又は長さ単位若しくは反物単位の織物

(4) 手製ではないレース

附則 1(規則 3)

1. 本附則において、

「高等教育審議会法」 高等教育審議会法, 5718-1958

「特別な出願人」 以下の 1 の出願人をいう。

- (1) 企業又はパートナーシップではない者
- (2) 前年度の売上高が 1000 万 NIS 以下の企業又はパートナーシップ
- (3) 高等教育審議会法第 9 条に規定の認定機関
- (4) 高等教育審議会法の規定における学究的大学

1.

(a) 意匠法第 30 条に従って、1 の類の単一物品に適用される 1 の意匠登録出願時。ただし、最初の出願において一定の意匠登録出願を行う特別な出願人は、この額の 60%を支払うものとする。 - 400

(b) 規則 5 に従って、1 の類の組物の物品に適用される意匠登録出願時。ただし、最初の出願において一定の意匠登録出願を行う特別な出願人は、この額の 60%を支払うものとする。 - 600

2. 意匠登録出願を完了するための延長申請時又は規則 31 条(2)及び規則 33 条(2)に基づく保護期間の延長料金納付の延長申請時、保護期間の満 1 月当たり - 69

3.

(a) 意匠法第 42 条から第 44 条まで並びに意匠規則第 40 条、第 41 条、第 45 条及び第 46 条に基づく、誤記の訂正申請時、譲渡抵当、受戻権喪失又はライセンス許諾の登録並びにそれらの何れかの取消登録を含む登録簿の訂正申請時、申請用紙の訂正申請時、新しい所有者の名称登録申請時並びに意匠登録取消申請時 - 61

(b) 規則 42 条及び 43 条に基づく、意匠権者の名称変更申請時及び通知の送達のための住所変更申請時 - 61

4. 意匠法第 36 条及び第 42 条(b)に基づく意匠登録取消申請時 - 781

5. 保護期間の延長申請

(a) 意匠法第 33 条(2)に基づき - 436

(b) 意匠法第 33 条(3)に基づき - 866

6. 意匠法第 32 条及び第 40 条並びに意匠規則第 55 条に基づくすべての様式の証明書、証明書、登録簿抄本の司法調査のための証明書 - 48

7. 意匠法第 35 条(2)に基づき、意匠又はその他の様式の写しの写真複写、ページ当たり - 0.5

8.

(a) 意匠規則第 64 条に基づき、聴聞を受ける通知の提出時、1 事案当たり - 243

(b) 意匠規則第 48 条に基づき、登録官に対する聴聞請求の提出時、1 事案当たり - 154

9. 意匠規則第 54 条に基づく期日の延長申請時、1 月当たり又はその一部につき - 69

10. 登録ファイルのスキャンコピー - 20

附則 2

意匠様式 1

(規則 4)

代理人への委任状

(規則 14 に基づく)

意匠登録出願

附則 3(規則 6)

物品の分類

第 1 類 - 食料品

- 01-01 焼き菓子, クッキー, ペーストリー, スパゲッティ及びその他の穀物製品, チョコレート, あめ玉, アイスクリーム
- 01-02 果実及び野菜
- 01-03 チーズ, バター及びバター代用品, その他の乳製品
- 01-04 肉(豚肉製品を含む), 魚
- 01-05 [空欄]
- 01-06 飼料
- 01-99 その他

第 2 類 - 衣料品及び裁縫用小物

- 02-01 婦人用下着, 下着, ガードル, ブラジャー, 寝巻
- 02-02 衣料品
- 02-03 帽子
- 02-04 靴, 靴下及びパンティストッキング
- 02-05 ネクタイ, スカーフ, ネッカチーフ及びハンカチ
- 02-06 手袋
- 02-07 裁縫用小物及び衣類付属品
- 02-99 その他

第 3 類 - 旅行用具, ケース, 日傘及び身の回り品で他に該当しないもの

- 03-01 旅行かばん, スーツケース, 書類ばさみ, ハンドバック, キーホルダー, その内容物に合うよう特別に設計されたハンドバッグ, 財布及びこれらに類する物品
- 03-02 [空欄]
- 03-03 傘, 日傘, 日よけ及びつえ
- 03-04 扇子
- 03-99 その他

第 4 類 - ブラシ

- 04-01 フロアワイパー及び清掃用ほうき
- 04-02 グルーミング用ブラシ, 衣料用ブラシ, 靴用ブラシ
- 04-03 機械用ブラシ
- 04-04 絵筆, 調理用ブラシ
- 04-99 その他

第 5 類 - 繊維品, 天然及び人工のキャンバスシート材料

- 05-01 紡績製品

- 05-02 レース
- 05-03 刺しゅう布
- 05-04 リボン，房飾り及びその他の装飾
- 05-05 繊維布
- 05-06 天然及び人工のキャンバスシート材料
- 05-99 その他

第6類 - 家具

- 06-01 シート
- 06-02 ベッド
- 06-03 テーブル及び類する家具
- 06-04 収納家具
- 06-05 複合家具
- 06-06 その他の家具及び家具部分品
- 06-07 鏡及び額縁
- 06-08 ハンガー
- 06-09 マットレス及び枕
- 06-10 室内ブラインド及びカーテン
- 06-11 ラグ，マット及びラグ
- 06-12 つづれ織物
- 06-13 毛布及びその他の覆うもの，繊維品及びリネン製品
- 06-99 その他

第7類 - 家庭用品，他で明記されていないもの

- 07-01 磁器，ガラス製品，食器及び類するその他の物品
- 07-02 調理器具及び容器
- 07-03 テーブルナイフ，フォーク及びスプーン
- 07-04 飲食物の調理用道具及び手で扱う器具
- 07-05 アイロン，洗淨，清掃及び乾燥の機器
- 07-06 その他の食器
- 07-07 その他の家庭用容器
- 07-08 暖炉用道具
- 07-99 その他

第8類 - 機器及び工具

- 08-01 穴あけ，フライス削り又は掘削のための機器及び器具
- 08-02 ハンマー，工具及び類する器具
- 08-03 刃工具及び機器
- 08-04 ねじ回し，工具及び類する器具
- 08-05 機器及びその他の機器
- 08-06 取手，ノブ及び軸

- 08-07 施錠又は閉鎖具
- 08-08 他の類に含まれない締め具，支持具，組立具
- 08-09 ドア，窓及び家具並びに類する物品のための金属取付具及び金属製器具
- 08-10 自転車及び自動二輪車用台座
- 08-99 その他

第9類 - 物品の輸送又は取扱いのための筐体及び容器

- 09-01 瓶，広口瓶，ふくろ及び異なる注入方法の容器
- 09-02 保存用缶及びたる
- 09-03 箱，ケース，容器，（缶詰用）缶又は広口瓶
- 09-04 バスケット，木枠及びバスケット
- 09-05 バッグ，におい袋，管及びふた
- 09-06 網及び結束材
- 09-07 閉塞具及び閉塞用連結部
- 09-08 フォークリフト用パレット及びプラットフォーム
- 09-09 生ごみ及び廃棄物用容器並びにそのスタンド
- 09-99 その他

第10類 - 時計，携帯用時計及びその他の測定機器，試験機器及び信号用機器

- 10-01 時計及び目覚まし時計
- 10-02 時計及び携帯用時計
- 10-03 その他の計時機器
- 10-04 測定用機器，機械及び装置
- 10-05 検査用，保安用又は試験用機器，機械及び装置
- 10-06 機械及び信号用装置
- 10-07 測定，試験及び信号用機器のためのカバー，ケース，
- 10-99 その他

第11類 - 装飾用品

- 11-01 宝飾品
- 11-02 装飾小物，テーブル，暖炉及び壁面装飾品，花瓶及び鉢植え用鉢
- 11-03 メダル及びバッジ
- 11-04 造花，果実及び植物の模造品
- 11-05 旗，祝祭日用装品
- 11-99 その他

第12類 - 輸送又は郡の手段

- 12-01 動物によって引かれる車両
- 12-02 手押し車，手押し一輪車
- 12-03 機関車及び鉄道走行車両及びその他すべての鉄道移動車両
- 12-04 ケーブルカー，チェアリフト及びスキーリフト

- 12-05 積み込み用又は運搬用の上部及び中間ふるい
- 12-06 ボート及び船舶
- 12-07 航空機及び宇宙船
- 12-08 自動車，バス及びトラック
- 12-09 トラクター
- 12-10 トラクター，ロードトレーラー
- 12-11 自転車及び自動二輪車
- 12-12 乳母車，身体障がい者用椅子，担架
- 12-13 特殊車両
- 12-14 その他の車両
- 12-15 車両用タイヤ及び滑り止め用タイヤチェーン
- 12-16 車用の部品，機器及び付属品で，小類又はその他の類別に含まれないもの
- 12-99 その他

第13類 - 電気の生産，供給又は変流のための機器

- 13-01 発動機及びエンジン
- 13-02 変圧器，整流器，電池
- 13-03 電力の伝送又は制御のための機器
- 13-99 その他

第14類 - 記録，通信又は情報検索のための機器

- 14-01 音声又は画像の記録又は複製用の機器
- 14-02 データ処理装置及び機械装置並びに周辺装置
- 14-03 通信機器，遠隔制御機器及び無線増幅器
- 14-04 スクリーンディスプレイ及びアイコン
- 14-99 その他

第15類 - 他に記載のない機械

- 15-01 電動機
- 15-02 ポンプ及び圧縮機
- 15-03 農業用機械
- 15-04 建設機械
- 15-05 洗浄及び清掃用機械並びに乾燥機
- 15-06 繊維機械，編み，刺しゅう及び縫製の機械で，それらの必須部品を含むもの
- 15-07 冷却機械及び機構
- 15-08 [空欄]
- 15-09 工作機械，研磨及び鑄造機械
- 15-99 その他

第16類 - 写真，映画又は光学用機構

- 16-01 カメラ及びカムコーダー

- 16-02 映写機及び視聴システム
- 16-03 複写機及び引伸し機
- 16-04 現像機及び現像装置
- 16-05 付属品
- 16-06 光学用品
- 16-99 その他

第 17 類 - 楽器

- 17-01 鍵盤
- 17-02 金管楽器
- 17-03 弦楽器
- 17-04 打楽器
- 17-05 機械式演奏楽器
- 17-99 その他

第 18 類 - 印刷機及び事務用機器

- 18-01 タイプライター及び計算機
- 18-02 印刷機
- 18-03 文字及びフォント
- 18-04 製本用機械，印刷機のステープル打ち具，断裁機及びはさみ(製本用)
- 18-99 その他

第 19 類 - 文房具及び事務用品，美術材料及び教材

- 19-01 通信および伝言用の便箋紙，カード
- 19-02 事務用機器
- 19-03 カレンダー
- 19-04 書籍及び類する外観を有するその他のもの
- 19-05 [空欄]
- 19-06 手書き，製図，絵画，彫刻，版画及びその他の美術技法のための材料及び器具
- 19-07 教材
- 19-08 その他の印刷物
- 19-99 その他

第 20 類 - 販売及び広告機器，サイネージ

- 20-01 自動販売機
- 20-02 販売及び陳列機器
- 20-03 サイン，立看板及び広告機器
- 20-99 その他

第 21 類 - ゲーム，玩具，テント及びスポーツ用品

- 21-01 ゲーム及び玩具

- 21-02 体操及び運動のための器械及び機器
- 21-03 その他の遊戯及び娯楽用品
- 21-04 テント及びその付属品
- 21-99 その他

第 22 類 - 武器，火工品，狩猟，釣り及び害虫防除のための物品

- 22-01 火器
- 22-02 その他の武器
- 22-03 鉄砲玉，ロケット及び火工品
- 22-04 標的及び付属品
- 22-05 狩猟及び釣りの機器
- 22-06 わな，害虫防除のための物品
- 22-99 その他

第 23 類 - 液体移送機器，衛生用，暖房用，換気用及び空調用の機器，固形燃料

- 23-01 液体移送機器
- 23-02 衛生用具
- 23-03 暖房機器
- 23-04 換気及び空調機器
- 23-05 固形燃料
- 23-99 その他

第 24 類 - 医療用及び実験用器具

- 24-01 医師，病院及び実験用の機器及び器具
- 24-02 医療器具，実験用の機器及び用具
- 24-03 人口装具
- 24-04 傷の被覆，看護予備治療のための材料
- 24-99 その他

第 25 類 - 建築用のユニット及び建築部材

- 25-01 建築材料
- 25-02 プレハブ式又はあらかじめ組み立てられた建築部品
- 25-03 家，ガレージ及びその他の建築物
- 25-04 階段，はしご及び足場
- 25-99 その他

第 26 類 - 照明用機器

- 26-01 多分岐突出し燭台及び燭台
- 26-02 トーチ，ランプ及びカンテラ
- 26-03 公共照明備付品
- 26-04 照明備付品，電気又はその他によるもの

- 26-05 電球，ランプ，シャンデリア，壁面及び天井備付品，ランプの笠，反射器，カメラ及び映写機用白熱電球
- 26-06 車両用照明装置
- 26-99 その他

第 27 類 - たばこ及び喫煙者の供給品

- 27-01 たばこ，葉巻たばこ及び紙巻たばこ
- 27-02 パイプ用，葉巻用及び紙巻きたばこ用ホルダー
- 27-03 灰皿
- 27-04 マッチ
- 27-05 ライター
- 27-06 葉巻ケース，紙巻きたばこケース並びに刻みたばこ用壺及び袋
- 27-99 その他

第 28 類 - 医薬品及び化粧品，育成のための物品及び機器

- 28-01 医薬品
- 28-02 化粧品
- 28-03 美容院用手入れ用品及び機器
- 28-04 かつら，人工毛エクステンション
- 28-99 その他

第 29 類 - 火災防止用，事故防止用及び救援用の機器及び器具

- 29-01 火災防止用機器及び装置
- 29-02 事故防止用及び救援用の機器及び装置で，他の所に明記されていないもの
- 29-99 その他

第 30 類 - 動物の手入れ用物品

- 30-01 動物用衣料品
- 30-02 おり，かご，ホテル及び類するシェルター
- 30-03 給餌及び洗浄施設
- 30-04 馬具及び乗馬用鞍
- 30-05 むち及び調教用具
- 30-06 寝床及び巣
- 30-07 やどり木及びその他のかご付属品
- 30-08 マーカー，標示及びケーブル
- 30-09 つなぎ柱
- 30-99 その他

第31類 - 飲食物を調理するための機械及び器具，他で明記されていないもの

- 31-00 飲食物を調理するための機械及び道具，他で明記されていないもの